

議案第 3 号参考資料

利根町職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

現行	改正案
第 1 条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) 次のいずれかに該当する非常勤職員_____以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （イ） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（_____） _____第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては、2 歳_____に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ロ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員	第 1 条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第 2 条 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの</u>以外の非常勤職員 ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 （イ） その養育する子（育児休業法第 2 条第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。）が 1 歳 6 か月に達する日（以下「1 歳 6 か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日</u>、第 2 条の 4 の規定に該当する場合にあっては<u>当該子が 2 歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 （ロ） 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員

イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（イ） その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（イ）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（ロ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該
引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休
業をしようとするもの

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤
職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号
に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配
偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当し
てする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳
到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児
休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末
日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当
該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当
してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業を
している非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任
期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該
任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の
期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲

第2条の2 (略)

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)

第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号
に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

(1)・(2) (略)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員
が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子について
この号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつ
て第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げ
る場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあ
つてはウに掲げる場合に該当する場合）当該子の1歳6か月到達
日

げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする _____ 育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする _____ 地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が前号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときには、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

イ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次の各号のいずれにも該当するとき

とする。

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）後の期間においてこの期に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合

のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非

(1) (略)

(2) (略)

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を
基準として条例で定める期間)

第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定め
る期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に
掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業
に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の
期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業
の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画
について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限

常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する
場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方
等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業
の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

(2) (略)

(3) (略)

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達
日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたこ
とがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項の条例で定める特別の事情は、次に
掲げる事情とする。

(1)～(4) (略)

る。) 。

(6) (略)

(7) (略)

(8) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

第4条から第9条まで (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、

(5) (略)

(6) (略)

(7) 任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は57日間とする。

第4条から第9条まで (略)

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(5) (略)

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、

3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

第 1 1 条以下省略

3 月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

(7) (略)

第 1 1 条以下省略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する

(経過措置)

2 この条例の施行日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第 3 条（第 5 号に係る部分に限る。）及び第 1 0 条（第 6 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。